

令和元年度開府500年を契機とするVRコンテンツ利用促進等業務委託に係る
優先交渉権者選考方法について

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

- (1) 優先交渉権者の選考については、提案内容から評価する評価点、提案価格から評価する価格点を指標として、次に定める採点方法により算出された評価点、価格点の合計点とし、各選考審査委員の合計点を合計した総合得点で第1位の者を第1優先交渉権者として決定する。また、次点の者を第2優先交渉権者として決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
 - ・履行期間内で業務スケジュールが組まれていること。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、評価点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
- (3) 評価点及び価格点の配分については、以下のとおりとする。

合計点110点	評価点	100点
	価格点	10点

※評価点の配分については、別紙「優先交渉権者選考基準」を参照すること。

2 評価点、価格点の採点方法について

(1) 評価点の採点方法

別紙「優先交渉権者選考基準」に基づき、企画提案書等について評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、以下のとおりとする。なお、仕様を満たしていない場合は、0点とする。

配点			判断基準
5点	10点	20点	
1	1～2	10点の配点 ×2(係数)	劣る。
2	3～4		やや劣る。
3	5～6		平均的である。
4	7～8		優れている。
5	9～10		特に優れている。

(2) 価格点の採点方法

「公募型プロポーザル実施要領」の「2(5)提案上限額」に記載した上限額を基に、「提案価格書」に記載された提案価格の評価を行う。

<p>算出方法</p> $\text{価格点} = \frac{(\text{提案上限額}) - (\text{提案価格})}{(\text{提案上限額}) - (\text{提案上限額の90\%})} \times 10\text{点}$ <p style="text-align: right;">※小数点以下第1位を四捨五入</p>

※提案価格が提案上限額の90%以下の場合は、一律に10点とする。